

補助金調書

補助金名	福岡インターナショナル・スクール事業補助金			担当課 (連絡先)	総務企画局国際部国際政策課 (TEL092-711-4513)
交付先	団体	学校法人福岡国際学園		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期		—	
(公募の場合) 応募要件	—				
(非公募の場合) 非公募の理由	福岡市内で幼児科から高等科まで幅広い年代の児童生徒に、英語による一貫教育を行うインターナショナルスクール(外国人児童生徒を対象とする教育施設)を運営している団体が学校法人福岡国際学園だけであり、公募制に馴染まないため。				
補助開始年度	平成9	年度	経過年数	30	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 外国人児童生徒に対する教育環境の向上を図り、もって本市の国際化に資することを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 補助の対象となる福岡インターナショナルスクール事業とは、学校法人福岡国際学園が全ての国籍の外国人児童生徒のために教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的として行う次の事業とし、学校の経営に充てるために行う収益事業はこれに含まないものとする。 (1) 私立各種学校福岡インターナショナルスクールの幼児科、初等科、中等科及び高等科の学校教育事業 (2) 前号に定める学校教育事業の促進充実のために実施する広報、研修及びその他の事業</p>				
補助金の終期	令和9	年度	延長回数	4	回
終期を延長する理由	福岡市内の生活者としての外国人は増加していることに加え、国際機関や外国企業、高度外国人材の誘致・集積を促進するためには、外国人児童生徒の教育環境の整備が重要であることから、今後も、地元経済界、福岡県等と連携し、支援する必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費の100分の5を上限として、予算の範囲内において交付する。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	6,000 千円	6,000 千円	6,000 千円	6,000 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	○福岡インターナショナルスクール(幼児科、初等科、中等科、高等科)の運営 ・生徒数: 401名(令和8年3月10日時点) ・授業のほか、サマースクール等の行事を実施。				
補助金交付 による効果	○地域の経済界・福岡県・福岡市等が連携して支援を行うことで、同校の経営の安定が図られている。 ○同校は、WASC(米国系インターナショナルスクールの認定機関)の認可校であり、また、国際バカロレア機構より正式に認定を受け、国際的に通用する大学入学資格を取得できるIBディプロマ・プログラムを提供しているため、外国人児童生徒の教育環境の向上に資し、福岡市の国際化を図る上で重要な基盤となっている。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。